

鈴鹿市告示第35号

平成26年鈴鹿市告示第225号（指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を取り扱う金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月6日

鈴鹿市長 末松 則子

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前														
<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき本市の指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を取り扱う金融機関を次のとおり指定し、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>なお、昭和57年鈴鹿市告示第53号は、廃止する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う事務は、次の表の左欄に掲げる収納取扱科目の区分ごとに、同表の右欄に定める収納方法に限るものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">収納取扱科目</th> <th style="width: 50%;">収納方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>保育所保育料</td> <td>自動払込みによる収納</td> </tr> </tbody> </table>	収納取扱科目	収納方法	略	略	保育所保育料	自動払込みによる収納	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき本市の指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を取り扱う金融機関を次のとおり指定し、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>なお、昭和57年鈴鹿市告示第53号は、廃止する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う事務は、次の表の左欄に掲げる収納取扱科目の区分ごとに、同表の右欄に定める収納方法に限るものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">収納取扱科目</th> <th style="width: 50%;">収納方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>保育所保育料</td> <td>自動払込みによる収納</td> </tr> <tr> <td><u>幼稚園保育料</u></td> <td><u>自動払込みによる収納</u></td> </tr> </tbody> </table>	収納取扱科目	収納方法	略	略	保育所保育料	自動払込みによる収納	<u>幼稚園保育料</u>	<u>自動払込みによる収納</u>
収納取扱科目	収納方法														
略	略														
保育所保育料	自動払込みによる収納														
収納取扱科目	収納方法														
略	略														
保育所保育料	自動払込みによる収納														
<u>幼稚園保育料</u>	<u>自動払込みによる収納</u>														

住宅使用料	
駐車場使用料	
略	略

住宅使用料	
略	略